

# 広島高速道路公社契約約款の改正について

## 1 改正内容

当公社が定める建設工事請負契約約款について、以下のとおり改正する。

### (1) 前払金の使途拡大に係る特例措置の継続について

前払金の使途拡大に関する特例措置について、その適用期限を「令和6年3月31日まで」から「**令和7年3月31日まで**」に延長する。

なお、平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用する。(様式1を公社に提出)

(第36条関係)

### (2) 公共工事標準請負契約約款に準じた文言修正

部分払の規定について、公共工事標準請負契約約款に準じた文言修正を行った。

(第37条関係)

## 2 適用

令和6年4月5日以降に公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。

以 上